

改正

平成10年3月31日条例第9号

平成17年3月31日条例第20号

平成24年6月15日条例第36号

平成25年3月29日条例第25号

平成30年3月30日条例第8号

吹田市立市民センター条例

(設置)

第1条 市民の集会等の用に供し、もって市民相互の交流並びに市民の文化及び福祉の向上を図ることを目的として、市民センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
吹田市立千里市民センター	吹田市津雲台1丁目20番11、20番40、20番41及び20番58の区域の一部
吹田市立岸部市民センター	吹田市岸部南1丁目4番8号
吹田市立豊一市民センター	吹田市垂水町1丁目53番7号
吹田市立千里丘市民センター	吹田市千里丘上14番37号

(使用の許可)

第3条 市民センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使

用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第7条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(免責)

第8条 この条例に基づく処分によって使用者に生じた損害については、市長は一切その責めに任じない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に市民センターの管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 使用の許可に関する業務
- (2) 使用料の徴収に関する業務
- (3) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民センターの管理に関し市長が必要と認める業務

- 2 市長は、前項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、市民センターの設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。

- 3 市長は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 市長は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

5 第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条から第5条まで、第6条第1項及び前2条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第10条 前条第1項の規定により指定管理者に市民センターの管理を行わせる場合においては、本市に、市長の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会は、市長の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。

3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、必要の都度市長が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、第5条、第7条、第9条から第11条まで、第13条から第15条まで及び別表の規定中吹田市立千里丘市民センターに係る部分 平成8年2月1日

(2) 第1条、第2条、第6条、第8条及び第12条の規定中吹田市立千里丘市民センターに係る部分 平成8年4月10日

(吹田市立千里市民センター条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 吹田市立千里市民センター条例（昭和53年吹田市条例第6号）

(2) 吹田市立岸部市民センター条例（平成2年吹田市条例第6号）

(3) 吹田市立豊一市民センター条例（平成5年吹田市条例第3号）

（経過措置）

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の吹田市立千里市民センター条例、吹田市立岸部市民センター条例又は吹田市立豊一市民センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

4 吹田市立千里市民センターの施設を使用しようとする者が前項の規定により使用の許可を受けたとみなされる場合における使用料の額については、別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（以下省略）

附 則（平成10年3月31日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市立市民センター条例別表第1項の表の規定（吹田市立豊一市民センターに係る部分に限る。）は、平成10年5月16日以後の使用に係る使用料について適用する。

附 則（平成17年3月31日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定（同条第2項から第4項までに係る部分に限る。）及び次項の規定は、平成17年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成17年7月1日以後最初に指定管理者の指定を行う場合におけるこの条例による改正後の吹田市立市民センター条例第14条第2項の規定の適用については、同項中「規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、市民センターの設置目的を最も効果的に達成することができる」と認められる団体」とあるのは、「現に市民センターの管理を行っている法人」とする。この場合において、当該法人は、規則で定めるところにより、指定の申請をしなければならない。

附 則（平成24年6月15日条例第36号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年9月3日から施行する。ただし、別表の改正規定（吹田市立千里市民センターの項に係る部分を除く。）は同年9月1日から、同表の改正規定（同項に係る部分に限る。）は同年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の吹田市立市民センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成24年9月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新条例別表吹田市立千里市民センターの項の規定は、新条例第2条に規定する吹田市立千里市民センターについて適用する。

4 附則第2項の規定にかかわらず、この条例による改正前の吹田市立市民センター条例（以下「旧条例」という。）別表第1項の表吹田市立千里市民センターの項及び別表第2項の表の規定は、旧条例第2条に規定する吹田市立千里市民センターについては、なおその効力を有する。

附 則（平成25年3月29日条例第25号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

市民センター使用料

（単位 円）

市民センターの名称	施設の名称等	使用時間						1時間増すごとに
		午前 午前9時から正午まで	午後 午後1時から午後5時まで	夜間 午後6時から午後10時まで	午前・午後 午前9時から午後5時まで	午後・夜間 午後1時から午後10時まで	全日 午前9時から午後10時まで	
吹田市立千里市民センター	多目的ルーム(1)	2,200	2,900	2,900	5,100	5,800	8,000	700
市民センター	多目的ルーム(2)	3,400	4,600	4,600	8,000	9,200	12,600	1,100
	大ホール 舞台を	12,100	16,200	16,200	28,300	32,400	44,500	4,000

	ル	使用する るとき							
		舞台を 使用し ないと き	8,800	11,800	11,800	20,600	23,600	32,400	2,900
吹田市	クラフト室		700	1,200	1,200	1,900	2,400	3,100	300
立岸部	和室(1)		400	600	600	1,000	1,200	1,600	100
市民セ	和室(2)		600	900	900	1,500	1,800	2,400	200
ンター	研修室(1)		600	900	900	1,500	1,800	2,400	300
	研修室(2)		600	900	900	1,500	1,800	2,400	300
	多目的ホール		6,000	8,900	8,900	14,900	17,800	23,800	2,200
	会議室		400	600	600	1,000	1,200	1,600	100
	音楽室		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
吹田市	会議室		1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	400
立豊一	音楽室		1,200	1,600	1,600	2,800	3,200	4,400	400
市民セ	和室(1)		700	1,000	1,000	1,700	2,000	2,700	300
ンター	和室(2)		400	600	600	1,000	1,200	1,600	100
	多目的ホール		4,500	6,000	6,000	10,500	12,000	16,500	1,500
吹田市	クラフト室		1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	400
立千里	会議室兼練習		2,400	3,100	3,100	5,500	6,200	8,600	900
丘市民	室								
センタ	音楽室		1,600	2,100	2,100	3,700	4,200	5,800	600
一	和室(1)		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	300
	和室(2)		1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	400
	会議室(1)		1,500	2,100	2,100	3,600	4,200	5,700	600
	会議室(2)		1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	400
	多目的 ホール	舞台を 使用す	7,500	10,500	10,500	18,000	21,000	28,500	2,800

		るとき							
		舞台を 使用し ないと き	4,500	7,500	7,500	12,000	15,000	19,500	2,000

備考

- 1 使用者の住所（法人にあつては、その事務所の所在地）が本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。
- 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、本表使用料の20割増しの額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。
- 3 別に市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。